

いちほらポイント制度協力店 募集要領

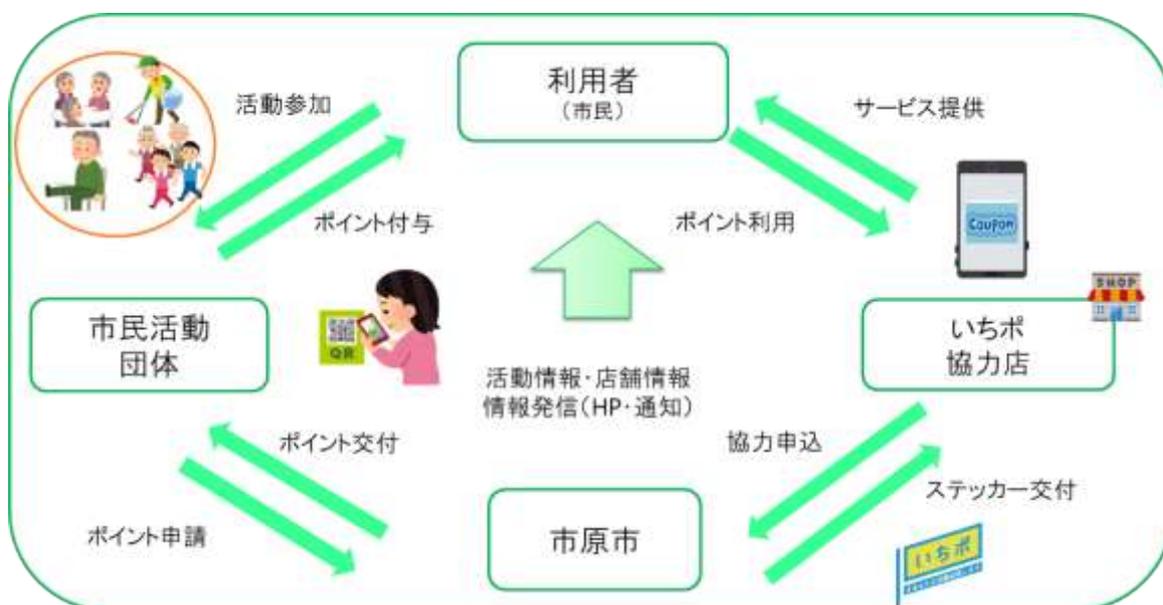
1 趣旨

いちほらポイント制度は、市民活動団体が実施する公益的な活動や市が指定する行事などに参加することで、スマートフォン上でポイントが貯まり、貯まったポイントを地元事業者（以下「協力店」という。）のサービスに交換できる制度です。

市民の地域活動への参加を後押しし、健康増進や地域住民のつながりを高めながら、市がホームページ等で協力店の情報発信等を行うことで、協力店のイメージアップや誘客にもつなげ、地域と地域経済の活性化を図ることを目的としています。

本要領は、協力店を募集するために必要な事項を定めるものです。

2 事業概要



(1) 団体へのポイント交付

草刈や清掃など公益的な活動を行う市民活動団体は、活動前に市へポイント申請を行い、市が決定及びポイント付与用 QR コードを発行します。

(2) ポイントの付与

市民活動団体は、参加者へ QR コードを提示し、参加者は 1 回 25 ポイントを獲得します。

(3) ポイント利用

① 利用者は、スマートフォン上で、最低 100 ポイント単位でクーポン画面を選択し、協力店でクーポン画面を提示します。

② 協力店は、利用者のスマートフォン画面でクーポン画面を確認し、サービスを提供します。

(4) 協力店の紹介

市のホームページやシステム内でお店の情報やクーポン画面を閲覧できるようにするとともに、利用者へのプッシュ通知等を検討します。

3 募集内容

本制度に賛同し、サービスを提供する協力店を募集します。

(ポイント設定例)

- 100ポイント ソフトドリンク1杯サービス、大盛サービス、100円値引き など
- 300ポイント 小鉢サービス、お菓子詰め合わせプレゼント など
- 500ポイント 生ビール1杯サービス、全員ソフトドリンク一杯サービス など

(募集内容に係る留意事項)

- (1) サービスについて、市からの補填はありません。
- (2) サービス内容は、100、300、500、任意ポイントで設定でき、設定は、いずれか一つでも複数でも構いません。
- (3) 利用者がポイント数に応じたクーポン画面を選択します。
- (4) クーポン画面に、利用条件や上限を表記することも可能です。(例:「〇円以上の食事をされた方のみ利用可」、「割引上限〇円」など)
- (5) サービスの停止や廃止手続きは随時可能です。
- (6) 従来、当制度は紙で運用しており、500ポイントで500円分のクオカードと交換していました。年間約2500名がクオカードと交換しました。
- (7) システムでの利用イメージ
スマートフォン上で、市のホームページからシステムに入り、ポイント交換を行います。



4 募集要件

- (1) 協力店は、次の要件を満たしていることが必要です。
 - ① 商品を扱う営業所または店が市内にあること
 - ② サービスを適切に設定できること
 - ③ クーポン画面提示者にサービスを提供できること

(2) 対象外

次に該当する（又はその恐れのある）ものは除きます。

- ① 法令その他公序良俗に反するもの
- ② 特定の政治活動や宗教活動に関するもの
- ③ 暴力団に関連する施設であると認められるもの
- ④ 社会通念上、適当と認められないもの
- ⑤ その他当事業の趣旨及び本要領に掲げる事項に反するもの

5 第一次募集期間

令和3年7月1日（木）～令和3年8月20日（金）

※8月20日以降も随時申し込み可能です。

6 申請方法

いちハラポイント制度協力店申込書を市原市役所地域連携推進室へ提出してください。
(メール、FAX、郵送可)

※いちハラ市民活動団体ウェブサイト（「まちサポいちハラ」 <https://ichihara-machisapo.jp/>）の申込フォームからも申し込みます。

(まちサポ いちはら)

提出先：市原市役所 地域連携推進室 市役所第2庁舎 4階 住所：〒290-8501 市原市国分寺台中央1丁目1番地1 電話：0436-23-9998 FAX：0436-22-6980 メール：siminkatudou-support@city.ichihara.lg.jp
--



※申請書の提出後、市のホームページ等で協力店やクーポンを紹介するための写真の提供等をお願いする場合があります。

7 決定

申込の内容を審査し、適当と認めた場合には、決定通知書と協力店ステッカーを送付します。

8 登録の変更・廃止

地域連携推進室へ所定の手続きを行うことで、協力店やサービス内容の変更・廃止を行うことができます。

9 遵守事項

- (1) 協力店ステッカーを利用者の見やすい位置に掲示すること
- (2) 協力店ステッカーの複製や他人への譲渡・貸与するなどの行為をしないこと
- (3) サービスの廃止手続きをした場合、協力店ステッカーは掲示しないこと

10 今後のスケジュール

7月～	協力店募集開始
9月初旬	決定通知 ステッカー等 順次発送
10月以降	制度開始予定